

千葉県ホッケー協会競技役員等資格取得助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県ホッケー協会（以下「本協会」という）のホッケー競技の振興を担う、競技役員等の養成と資質の向上を図るため資格取得をめざす者へ助成することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金交付対象者は本協会に所属し、資格取得後は大会運営及び指導者として活動する者を対象とする。

(交付対象資格及び助成金)

第3条 交付の対象となる資格及び助成金は、次のとおりとする。

(1) 公益社団法人日本ホッケー協会資格

- ア C級公認審判員 10,000 円
- イ B級公認審判員 20,000 円
- ウ A級公認審判員・国際審判員 30,000 円
- エ アンパイアマネージャー (UM) 30,000 円
- オ テクニカルオフィサー (TO) 20,000 円
- カ テクニカルデリゲート (TD) 30,000 円
- キ 公認審判員ウェア (C級公認審判員資格取得時) 5,000 円

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会資格

- ア スタートコーチ 5,000 円
- イ 公認ホッケーコーチ 3・4 30,000 円

2 助成金は、年一人1資格とする。

(交付手続)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、前条第1項に掲げる資格者証の写しを本協会に提出するものとする。

(助成金の交付)

第5条 前条の規定による資格者証の写しの提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を交付する。

(助成金交付の取消し等)

第6条 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、その交付を取り消し、全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第7条 疑義が生じた事項については、その都度双方で協議し決定する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。